

研究論文

ポーランドのマイノリティ法の批判的分析 —シロンスク地方の言語問題を例として—

貞 包 和 寛

キーワード：ポーランド、シロンスク（シュレジェン）、ステータス計画、欧州評議会、
多言語主義

要 旨

本論文の目的は、ポーランドのシロンスク（シュレジェン）地方の言語問題を取り上げながら、同国のマイノリティ法（2005 年）を批判的に分析することにある。ポーランドのシロンスク地方土着の言葉は一般的には方言として扱われる。しかしこの地域には、エスニック・グループとしての独立性を要求する政治活動が 1990 年代より存在し、なかには急進的な分離主義を標榜する地域政党もある。最新の国勢調査（2011 年）では、自らの帰属意識を「シロンスク」とした回答者が 2.12% を占めるなど、ポーランドのマイノリティのなかでは決して泡沫的な存在ではない。しかしマイノリティ法はシロンスクについて、独立の人間集団（“シロンスク人”）とも言語（“シロンスク語”）とも認めていない。本論文の分析の結果、シロンスクの政治性がポーランド語中心主義を掲げるステータス計画と衝突するゆえに、シロンスクはマイノリティ法において意図的に言及されていないという結論に至った。

1. はじめに — 本論文の背景、目的、意義 —

背景：マイノリティに関するテーマがポーランド共和国において広く論じられるようになったのは、同国の体制転換（1989 年）の前後からである（Duda 2006 : 109）。それまでのポーランド（1952 年から 1989 年まで存在したポーランド人民共和国）では、社会主義民族としての「ポーランド民族」の存在が称揚され、マイノリティ（＝何らかの形で「ポーランド民族」から区別されうる集団）について語ること自体が検閲の対象となっ

ていた（細田 2001 および Majewicz, Wicherkiwicz 1998）。現に、人民共和国時代の百科事典や中央統計局（Pol. *Główny Urząd Statystyczny*）発行の資料の中には、「マイノリティ」という項目を立てていないものも多数存在する（Rokoszowa 1989 : 19-20）。1989 年の体制転換の前後から、このような情勢に変化が生じ始めた。1980 年代後半から、ポーランドの一般誌『ポリティカ』などがマイノリティ問題に関する記事を掲載し始めたのである（Rokoszowa 1989 : 23）。学術的レベルにおいても、Miodunka (ed. 1989) や既に参照した Rokoszowa (1989) など、マイノリティの言語、文化に関するトピックが盛んに論じられ始めた。このような変化は、冷戦時代の抑圧の反動と見ることもできるであろうが、マイノリティの草の根の活動が結実した部分も大きい（Synak 1998 : 7）。

しかし、マイノリティに関する法的環境の整備について、ポーランドの対応は遅かった。欧州評議会の「ナショナル・マイノリティ保護枠組条約」（CoE 1995、以下「枠組条約」）には同年にいち早く署名したものの、批准は 2000 年である。「ヨーロッパ地域言語・マイノリティ言語憲章」（CoE 1992、以下「言語憲章」）に至っては、署名が 2003 年、批准が 2009 年と、対応が非常に遅い。国内法の整備も同様である。2005 年の「ナショナル・マイノリティとエスニック・マイノリティおよび地域言語に関する法令」（RP 2005、以下「マイノリティ法」）が制定されるまで、ポーランドの法体系にはマイノリティに特化した法律がなかった。とはいえ、総じて言えば、ポーランド国内のマイノリティは社会主義時代とは比較できないほど良好な法的環境下にある。現在ではマイノリティ法のもと、マイノリティの言語や文化に対する権利は大幅に認められている。また 2007 年には「政府・マイノリティ共通委員会」（Pol. *Komisja Wspólna Rządu i Mniejszości Narodowych i Etnicznych*）が招集され、マイノリティの代表者が政府に対して直接に意見を述べる場も設けられた。

しかし看過できない問題もいまだ存在する。そのひとつが、ポーランドのシロンスク（シュレジェン）地方住民の帰属意識や言語ステータスをめぐる議論、いわゆる「シロンスク問題」である。シロンスク問題には、ポーランド語シロンスク方言の独立性をめぐる言語問題的側面や、シロンスク人のマイノリティとしての独自性をめぐる民族問題的側面などが錯綜しているが、端的に言えば、上のマイノリティ法に対する異議申し立てのひとつと言える。

目的：本論文では以上を念頭に、ポーランドのマイノリティ法の疎外的な性質を分析する。佐野（2012 : 74）が指摘するように、欧州評議会の言語憲章などにもとづく各国の法令は、実際には批准国の裁量に依拠する部分が多く、その重要な部分を国民国家に握られているという事実がある¹⁾。この事実はすなわち、法令のなかに国家の利害が反映さ

れうることを意味している。もしマイノリティの政治的・文化的要求と国家の利害が反するものである場合、マイノリティを保護するはずの多言語主義政策が、法的レベルにおけるマイノリティの疎外を行う可能性すら存在する。本論文では多言語主義政策が持ちうるこのような特性を、ポーランドの事例から検証したい。

この目的を達成するためには、マイノリティ法以外の情報を参照する必要がある。概して法令文書は、政治的決定という結果のみを示すものであり、決定にいたるまでのプロセスを明らかにするものではない。よって法令文書の読み込みだけでは、背景にある政策決定者の利害までは明らかにならない。筆者は、マイノリティ法以外の他の情報（憲法、国勢調査、欧州評議会モニタリングレポートなど）を参照することで、マイノリティ法の疎外的な性質を明らかにしていく。

意義：マイノリティ法においてシロンスクが人間集団としても言語としても位置付けられていない事実は、しばしば批判的になっている。例えば Tambor (2008a) は、言語ステータスを論じる際に言語学・方言学の伝統に則ることは意味がないとした上で、シロンスク方言 (Tambor (2008a) の表現では「シロンスク・エスノレクト」) には「地域言語」という政策的ステータス²⁾が付与されるべきだと主張する。同じく Myśliwiec (2013) も、シロンスクへの帰属意識を選択する人間の数の多さや、国際標準化機構 (ISO) がシロンスク方言に対して言語コード szl を割り当てている (個別の言語と扱っている) 事実を根拠に、「シロンスク・エスノレクト」の立法的認可が必要であるとの見解を示している。一方で Baranowska (2014 : 48) は、シロンスク人やカシューブ人を「マイノリティ」として扱っていない点を、マイノリティ法に対して頻繁に加えられる批判のひとつに数えている。しかし Baranowska (2014) はマイノリティ法を肯定的に評価しており、そのような批判自体を詳述しているわけではない。

マイノリティ法に否定的なポーランドの研究者のなかでも、その主張はむしろ「マイノリティ法への不満」という政治的意味合いが強く、法令そのものの批判的分析は不足している。本論文はこの現状に鑑み、シロンスクの言語問題を事例として先行研究を補完するものである。

2. シロンスク方言に関する基本情報

2.1. 本論文において使用する呼称の整理

本論文で研究対象とするポーランド語シロンスク方言は、一般的にも学術的にも「方言」として位置付けられているという事実がある (本論文「はじめに」および後の 1.3

を参照)。本論文でもこの立場を踏襲し、“シロンスク方言”という呼称を用いる。一方で、「方言」というタームを用いない呼称“シロンスク語”が採用される場合もあり、大きく以下の二つが挙げられる：

1. シロンスク方言の存在がシロンスク人のステータス向上要求の象徴として用いられる場合。このような議論は 1990 年代初頭から今日にいたるまで続いているが、言語学者の間から生じたものというより、「シロンスク人」という人間集団の認可を求める運動から派生してきた。すなわち“シロンスク語”という呼称が特定の政治的立場を象徴している側面がある；
2. 欧州評議会枠組条約モニタリング・レポートや、ポーランド国勢調査などにおいて、特に説明なく“シロンスク語”と記されている場合。

もっとも、上の 1 と 2 の区別は明らかではない場合もある。例えば、欧州評議会のレポートが“シロンスク方言”ではなく“シロンスク語”という呼称を採用するのは、シロンスク人のステータス向上要求が存在することに鑑みた結果である。

いずれにせよ、“シロンスク語”という呼称は何かしらの特殊性を帯びているのは事実である。よって本論文では、“シロンスク方言”は括弧なし、“シロンスク語”は鉤括弧に入れて「シロンスク語」と記すことで、後者の特殊性を強調する。

2.2. 地域

論文末に補足資料として示す【第 1 図】の南部、現在のポーランド共和国南部に平行四辺形に似た形で広がっている部分がシロンスク方言圏とされている。この方言圏にはカトヴィツェ、オポレ、チェシンといった都市が含まれている。より上位の行政単位で言えば、現在のシロンスク県西部とオポレ県東部に跨っており、「上シロンスク」と歴史的に呼ばれる地域の一部を包含している。現在のポーランドには下シロンスク県という行政単位もあるが、下シロンスク県は実際にはシロンスク方言圏ではないため注意が必要である³⁾。下シロンスクをはじめとする地域（【第 1 図】の西部、現在のドイツと接する地域）は、第 2 次大戦後の国境再編成の過程でポーランド語圏となった地域であり、言語的には長らくドイツ語圏（プロイセン→ドイツ帝国）であった。第 2 次大戦後にポーランドが得た旧ドイツ領土を「回復領土」と呼ぶ。回復領土は、ポーランド方言学では「新種混交方言」の地域とされており、伝統的なポーランド語方言区分には加えないことが通例である。下シロンスクもこの「新種混交方言」地域に含まれる。よって、下

シロンスクという名称における「シロンスク」とはあくまで慣習的なものに過ぎない⁴⁾。現在のシロンスク問題においても、その中心となっている地域はもっぱら上シロンスクである。本論文において「シロンスク」という語を用いるときも「上シロンスク」を指す。

2.3. 言語学的位置付け

シロンスク方言の言語学的位置付けは「方言」、すなわちポーランド語の下位区分である (Dejna 1973, 1980 ; Nitsch 1957 ; Urbańczyk 1976 など)。古典的な方言区分にもとづくと、シロンスク方言はいわゆる五大方言 (ヴィエルコポルスカ方言、マウオポルスカ方言、マゾフシェ方言、カシューブ方言、シロンスク方言)⁵⁾のひとつであり、この見方は現在のポーランドの言語学界でも主流をなしている。管見の限り、シロンスク方言の研究史においてこれを独立の「言語」と扱う言語学者はいなかったが、1990年代から活発化したシロンスク方言の位置付け (言語か、方言か) の議論には言語学者も参加している。この議論は言語学的区分の揺れというより、シロンスク人のステータス向上を要求する政治運動から派生してきた側面がある (Siuciak 2012 : 33)。また 2008 年には、「シロンスク言葉 — いまだ方言か、それとも既に言語か」と題した学術会議がカトヴィツェで開催された。この会議における個々の発言は Tambor (ed. 2008) におさめられている。本論文「はじめに」の「意義」の項で記したように、マイノリティ法においてシロンスクはいかなる形でも言及されていない。それにもかかわらず、実際には現在のポーランドで最も規模の大きいマイノリティ問題であると言える。したがって社会言語学的に見れば、シロンスク方言は他のポーランド語方言と同等に扱うことができない (Sadakane 2016 : 37-38)。

2.4. 国勢調査 (2011 年) にもとづく話者人口と帰属意識

ポーランドの 2011 年の国勢調査によれば、「家庭での使用言語」の質問に対して「シロンスク語」と回答した者の数は 509,000 人である (GUS 2012 : 108)。一方で、自らの帰属意識を「シロンスク」と回答した者は 817,000 人である。2011 年の国勢調査における「シロンスク」の回答者数は、「ポーランド」という回答者数 (36,999,000) に次いで規模の大きいものである。また、817,000 人の回答の中で 362,000 人が「シロンスクのみ」を自らの帰属として回答している。なお、国勢調査におけるシロンスク関連の数値は、本論文 3.2.2、3.2.3 でより詳しくまとめる。

3. ポーランド共和国のステータス計画

ポーランド共和国の現在のステータス計画は、「マジョリティ言語（ポーランド語）に対する政策」と「マイノリティ言語に対する政策」とに二分することができる。前者に属するのが共和国憲法（RP 1997）とポーランド語法（RP 1999）であり、後者に属するのがマイノリティ法（RP 2005）である。本論文で主に注目するのはマイノリティ法であるが、マイノリティ法が成立する背景として、憲法とポーランド語法も概観する必要がある。以下、三つの法令文書を成立年順に見ていく。

3.1. 共和国憲法（1997 年）

現行のポーランド共和国憲法（RP 1997）は 1997 年に制定された。この中で、言語について述べているのは第 27 条である。

ポーランド共和国における公用語はポーランド語である。本条項は、共和国によって批准された国際条約により定められるナショナル・マイノリティの権利を制限するものではない。

憲法 27 条において言語ステータスを示す語は、「公用語」（*Pol. język urzędowy*）である。一方で、マイノリティの言語的・文化的権利に対する言及は第 35 条に見られる。

ポーランド共和国はナショナル・マイノリティおよびエスニック・マイノリティに属する市民に対し、自らの言語を保護し発展させる自由、習慣・伝統を保護する自由、自文化を発展させる自由を保障する。

第 27 条は公用語の果たすべき役割などについては述べておらず、大まかな指針を示すに留まっている。公用語としてのポーランド語の役割が明記されているのは、次節で解説するポーランド語法（RP 1999）である。また憲法第 35 条は、マイノリティの具体的名称について挙げておらず、事実上ポーランド語のみにステータスを与えている。

3.2. ポーランド語法（1999 年）⁶⁾

ポーランド語法序文では、国家におけるポーランド語の重要性を次のように強調している。

- ポーランド語は国民的同一性の基本要素をなし、国民文化の財産である。
- ポーランド語の保護はポーランドのあらゆる国家機関およびポーランド市民の責務である。

序文でこのように述べた上で、ポーランド語法は以下のような義務を定めている。

- 本法令はナショナル・マイノリティやエスニック・グループの権利を侵害するものではない（第 2 条）。
- ポーランド語は国家の公用語として、政府機関および地方自治体の公務において用いられる（第 4 条）。
- ポーランド語の使用状況および正書法に関わる諸問題を審議する機関として、ポーランド語評議会（Pol. *Rada języka polskiego*）を組織する。評議会は最低でも 2 年に 1 度、政府に報告書を提出する義務がある（第 12-13 条）。
- ポーランドの領土内において、他言語のみの商業活動および広告活動を行ったものは、100,000 ズロチ以下の罰金に処される（第 15 条）。

このように、ポーランド語法は国家にとってのポーランド語の重要性を強調し、具体的な政策や罰則を定めている。かつ、ポーランド語評議会を組織することで、コーパス計画の方針も打ち出している。

Cooper (1989 : 101) が挙げるステータス計画の機能のひとつに、言語に「象徴性」を与える機能がある⁷⁾。この考えにもとづけば、ポーランド語はポーランド国家を象徴する、最も高い「威信」を備えた言語と扱われていることは明白である。最高法規である共和国憲法が唯一ステータスを認める言語であり、かつその保護のための具体的な施策がポーランド語法によって定められているからである。憲法第 35 条およびポーランド語法第 2 条において、「マイノリティの権利を侵害するものではない」旨が明記されているが、いずれにせよ、ポーランド語が国家と結びついた言語であることが確認できる。2005 年に成立したマイノリティ法も、このような「ポーランド語中心主義」と言うべき政策を前提としていることに留意すべきである。

3.3. マイノリティ法（2005 年）

憲法第 27 条およびポーランド語法第 2 条では、ポーランド語保護の方針はマイノリ

ティの言語的抑圧を意味しない旨が明記されている（本論文 2.2）。しかしながら、どのような集団が「マイノリティ」に相当するのか具体的に言及されておらず、かつマイノリティに対して認められる諸権利についても述べられていない。したがって、憲法第 27 条とポーランド語法第 2 条には形式以上の価値を求めるべきではないだろう。マイノリティとその言語に関する積極的な政策は、2005 年に制定されたマイノリティ法（RP 2005）をもって嚆矢とされる。以下、マイノリティ法の重要な特性を 3 点に分けて説明する。

3.3.1. 「マイノリティ」の定義と区分

マイノリティ法はポーランドの法令文書で初めて、「マイノリティ」という概念を法的に定義した。マイノリティ法第 2 条は以下の定義を掲げている。

- 1 ポーランドの他の市民と比して数的に少数である。
- 2 言語、文化あるいは伝統によって、その他の市民と本質的な違いを有する。
- 3 自らの言語、文化あるいは伝統の保護を志向する。
- 4 独自の歴史に関して一体性の意識を持ち、その意識の表明と保護を志向する。
- 5 現在のポーランド領土に、その祖先が少なくとも 100 年以上前から居住している。
- 6 ナショナル・マイノリティ（Pol. *mniejszość narodowa*）は、自らの国家における国民と同一視される。エスニック・マイノリティ（Pol. *mniejszość etniczna*）は、そのような同一視はされない。

ここで重要なのは定義 6 である。マイノリティ法は「ナショナル・マイノリティ」と「エスニック・マイノリティ」を峻別している。前者はポーランド外の国家と関連するマイノリティ（ドイツ系、ウクライナ系など）を指し、後者はそのような国家的な関連を持たないマイノリティ（タタール系、カライル系など）である。以上の定義にもとづき、【第 1 表】の集団がポーランド国内の「マイノリティ」として認可されている。

【第 1 表】マイノリティ法が定めるマイノリティ⁸⁾

ナショナル・マイノリティ	ベラルーシ人、チェコ人、リトアニア人、ドイツ人、アルメニア人、ロシア人、スロヴァキア人、ウクライナ人、ユダヤ人
エスニック・マイノリティ	カライル人、レムコ人、ロマ人、タタール人

言語について、マイノリティ法は以下のように定めている。

- これらのマイノリティの「独自の言語」(Pol. *własny język*) を「マイノリティ言語」(Pol. *język mniejszości*) と呼ぶ (第 3 条)。
- マイノリティに属する個人は、公的書類などの署名を含めて、自身のマイノリティ言語を使用できる (第 7 条)。

第 3 条「マイノリティ言語」の定義にはひとつの問題がある。マイノリティ法では、マイノリティの「独自の言語＝マイノリティ言語」として定義されており、人間集団と言語が一揃いのものとして扱われている。よって法令文のみを読めば、マイノリティの数＝マイノリティ言語の数と解釈せざるを得ない。しかし実際の言語状況はそれほど単純ではない。例えば、カライム人はエスニック・マイノリティとして挙げられているが、ポーランド内のカライム語話者は推定 3 名であり、いずれも高齢者である (Wicherkiewicz 2006 : 657)⁹⁾。同じくエスニック・マイノリティであるタタール人は、300 年以上前からタタール語を使用していない (Wicherkiewicz 2006 : 657)。また、アルメニア人とユダヤ人はナショナル・マイノリティとされているが、言語的にはほぼポーランド人に同化していると指摘されている (Tambor 2008b : 50)。ところがマイノリティ法の定義のみでは、言語を集団の同定要素としていると言い難い集団も「マイノリティ言語」を保持していると捉えることが可能である。つまり、実際には使用されていない言語がステータスを付与されることがあり得るのである。ステータスと使用状況の不一致は、本論文のテーマであるシロンスク問題の観点からも重要である¹⁰⁾。

3.3.2. 「地域言語」の定義

前項 2.3.1 で記したように、マイノリティ法は「マイノリティ言語」を定義している。しかしマイノリティ法はこれとは別に、「地域言語」(Pol. *język regionalny*) という概念を定めている。地域言語を定義するのは第 19 条である。

【第 1 項】

ヨーロッパ地域言語・マイノリティ言語憲章にもとづき、次の言語を本法令の理解における地域言語とみなす。

- (1) 所与の国家の領土において、当該国家の他の市民と比して数的に少数のグループを形成する市民によって伝統的に用いられてきた言語。
- (2) 当該国家の公用語と異なる言語。これには国家の公用語の方言も、移民の

言語も含まれない。

【第 2 項】

本法令の理解における地域言語とはカシューブ語である。[…]

マイノリティ法第 3 条では「マイノリティ言語」を単に、「マイノリティの独自の言語」と定義していた。すなわち、マイノリティ（〇〇人）という人間集団と、いわば一揃いのものとして扱われていた。一方で「地域言語」は言語そのものが定義されており、その上でカシューブ語を「地域言語」としている。換言すれば、人間集団への言及がなく、言語だけを定義している。なおマイノリティ法の理解では、地域言語の話者は「マイノリティ」とは異なる存在である。というのも、マイノリティ法の他の箇所（例：第 34 条）では「地域言語を使用するコミュニティ」などの表現が用いられており、敢えて「マイノリティ」や「カシューブ人」という語が用いられていないからである。

3.3.3. マイノリティ法にもとづく措置

本項では、マイノリティ法にもとづいて行われる措置を「教育」、「行政」、「地名表示など」の 3 点に分けて解説する。

(1) 教育：マイノリティ言語および地域言語の教育に関して指示するのは、日本の文科省に相当する国民教育省の行政文書である。マイノリティ言語の教育に関する最新の行政文書は 2017 年 1 月に発行されている（Ministerstwo Edukacji Narodowej 2017）。この文書の対象となるのは、マイノリティ法で名称が挙げられている「マイノリティ」および「地域言語」の話者である。本文書第 1 節によれば、マイノリティ言語および地域言語に関する授業、およびマイノリティの歴史、文化に関する授業の採択は、各教育機関の決定に拠るとされている。つまり、国家レベルで統一した採択基準が存在するわけではない。

(2) 行政：マイノリティ法第 10 条によると、ポーランドの基礎自治体は、国によって行われる「公的自治体登録」という措置の対象となる。自治体全住民に占めるマイノリティの割合がこの措置の基準となる（全住民の 20% 以上がマイノリティへの帰属を表明していること¹¹⁾）。登録の決定自体は国が行うが、登録の要請は各自治体の決定に委ねられている。さらに、公的自治体登録に名前が挙げられている自治体では、住民の 20% を占めるマイノリティの言語が「補助言語」として使用される。マイノリティに属する市民は、公的機関の担当者に対して補助言語（マイノリティ言語もしくは地域言語）を使用する権利を持つ。ただし、公的機関の担当者による回答や行政措置はすべてポーラ

ンド語で行われる。

(3) **地名表示など**：マイノリティ法第12条によると、公的自治体登録にリストアップされている自治体では、地名の表示板をマイノリティ言語によって記すことができる。ただし、「公用語（ポーランド語）との併記」や、「ナチス、ソ連と関係する名称は不可」などの条件が付帯している。

3.3.4. マイノリティ法まとめ

マイノリティ法についてまとめる。本論文「はじめに」で述べたように、本法令は体制転換後のポーランドにおいて初めてマイノリティに特化した法令である。本論文2.3.1、2.3.2で述べたような問題点（ステータスと使用状況の不一致、「地域言語／マイノリティ言語」の不明確な区分）はあるにせよ、法令自体の歴史的意義は大きいものと言えよう。マイノリティ法の背景にあるのは、欧州評議会の言語憲章（1992年）と枠組条約（1995年）であり、マイノリティ法はこの二つの条約に対するポーランドの回答と位置づけることができる。枠組条約はその序文にて、マイノリティの保護は基本的人権と民主主義の観点から重要である点を明記している。一方で言語憲章序文では、ヨーロッパの文化的財産であるマイノリティ言語を保護するという考えを「多言語主義」（Eng. *multilingualism*）という言葉で表現している。言語使用の観点から見れば、両条約とも言語的多様性の保護を志向していることは疑いようがない。ポーランドのマイノリティ法も、これら二つの条約を背景とする以上、多言語主義や多文化主義を実現するための法令と言える。

4. シロンスク問題

4.1. マイノリティ法におけるシロンスク人、シロンスク方言

本論文2.3.1の【第1表】で示すように、法的に認可されているマイノリティのなかに「シロンスク人」という名称はない。「シロンスク人」というマイノリティが法令上は存在せず、かつ、マイノリティ法は人間集団と言語を一揃いのものとして扱う（本論文2.3.1）以上、一般にシロンスク方言と呼ばれている言葉は「マイノリティ言語」ではないこととなる。また、「地域言語」というカテゴリーはカシューブ語のみに適用されるものである（本論文2.3.2）。すなわちマイノリティ法は、人間集団としても言語としても、シロンスクに言及していない。「マイノリティ言語／地域言語」の列にシロンスク方言がない」という事実は、一見すると当然のこととも思われる。Haugen (1966 : 923) も指摘

するように、「言語」の概念は「方言」よりも上位にあり、二つの概念は互換的に使用されることがないからである¹²⁾。また、ポーランド語の他の方言（ヴィエルコポルスカ方言、マウオポルスカ方言など）やその話者もマイノリティ法で言及されていないため、シロンスク方言の扱いも妥当なものであるように見える。

しかし後に本論文 3.2 以降で見るように、マイノリティ法におけるシロンスクの扱われ方は疑念の余地があり、実際にこの問題を巡って国際司法の場でも係争が生じている。すなわち、マイノリティ法のシロンスクに関する理解は無批判に受容できるものではない。

4.2. ポーランド国勢調査（2002 年、2011 年）

社会主義体制転換後のポーランドでは、2002 年と 2011 年に国勢調査が行われている（GUS 2003 ; GUS 2012）。以下、それぞれを「2002 年調査」、「2011 年調査」と略す。

4.2.1. 本論文における“ナショナリティ”と“アイデンティティ”の整理

両調査では、回答者の集団的帰属意識についての質問が設定されている。それらの帰属意識は、ポーランド語の *narodowość*（英語の *nationality* に相当）、*identyfikacja*（英語の *identification*）といった語を用いて表されており、本論文ではそれぞれを“ナショナリティ”、“アイデンティティ”とする片仮名表記を行う。しかし周知のとおり、これら 2 語は非常に多義的であり、誤解を生じやすい概念でもある。本論文における“ナショナリティ”と“アイデンティティ”という語は、それらが国勢調査の結果に関わるものである場合、鉤括弧に入った「ナショナリティ」と「アイデンティティ」という形式で用いる。しかしながら“ナショナリティ”という語に関しては、シロンスク人のステータス向上を要求する団体の固有名や、欧州評議会のモニタリング・レポートにおいて用いられる場合もある。固有名に“ナショナリティ”という語が含まれている場合は、他の語との繋がりから誤解の余地はない。一方、国勢調査の結果と直接に関連しない文脈で“ナショナリティ”という語を単体で用いる必要があるときは、山括弧に入れて〈ナショナリティ〉と記す。

4.2.2. 2002 年調査（2002 年 5 月 21 日から 2002 年 6 月 8 日に実施）

2002 年調査は、第二次世界大戦後のポーランドで初めて、回答者の帰属意識に関する問いが提示された（Michna 2013 : 138）。社会主義時代に 10 年に 1 度行われていた国勢調査ではこの種の質問は見られなかった。体制転換を機にポーランドの言論・学術の

場においてマイノリティに関するトピックが開放されたことはすでに指摘したが（本論文「はじめに」）、国勢調査の質問にもその潮流が現れている。

2002年調査では、回答者の帰属意識を問うに際して「ナロドヴォシチ」（Pol. *narodowość*）という語が用いられている。国勢調査を行った中央統計局では、この語を次のように定義している（GUS 2003：39）。

「ナロドヴォシチ」とは、（主観的感覚に基づいて）表明され、特定の国民〔訳注：Pol. *naród*〕との関連性から、その人間の感情的（情緒的）、文化的、（両親の出自の観点から見て）系統的に、その人間の特徴を表すものである。

本論文では一貫して、「ナロドヴォシチ」を「ナショナリティ」と言い換える¹³⁾。2002年調査における「ナショナリティ」の回答結果を以下の【第2表】に示す。シロンスクとの比較のため、他の比較的大規模な集団の回答結果も同時に列挙する。

【第2表】 2002年調査「ナショナリティ」回答結果¹⁴⁾

結果	回答者数	比率
全体	38,230,100	100.00 %
シロンスク	173,200	0.45 %
カシューブ	5,100	0.01 %
ポーランド	36,983,700	96.74 %
ドイツ	152,900	0.40 %
ウクライナ	31,000	0.08 %

2002年調査の結果をまとめた GUS (2003) には、中央統計局の定義する「ナショナリティ」の範疇を超える回答が相当数寄せられた旨の説明がある（GUS 2003：40）。

[…], ナショナリティに関する調査において得られた回答の幾つかは、広義に理解されるナショナリティ概念の範疇を超えて、エスニック・グループを含むものであった。

国家（ネーション）と結びついていない「ナショナリティ」の回答（シロンスク、カシューブなど）を中央統計局が想定していなかったことは明らかである。よって 2002年調査は、ドイツ系やウクライナ系のポーランド人、あるいは調査当時において外国籍の人間など、ポーランド以外の国家とつながりを持つ人間の数を把握する目的があったと

推測される。2002 年調査では「家庭での使用言語」の質問も行われた。【第 3 表】にその結果をまとめる。

【第 3 表】2002 年調査「家庭での使用言語」回答結果¹⁵⁾

結果	回答者数	比率
ポーランド語 (ポーランド語のみ)	37,405,300 (36,894,400)	97.80 % (96.50 %)
ポーランド語以外の言語 (ポーランド語と他言語の併用) (ポーランド語以外の言語のみ使用)	563,500 (511,000) (52,500)	1.47 % (1.34 %) (0.14 %)
回答なし	772,200	2.02 %

この回答結果からは、ポーランド語以外の言語の使用状況は詳らかにならない。2002 年調査では、「ポーランド語」と「ポーランド語以外の言語」という区分が取られているが、「それ以外」の内訳が記されていないからである。中央統計局はポーランド語以外の 87 の回答が確認できたとしているが、「幾つかの回答は言語の定義範疇を超えており、したがって方言のようなカテゴリーにより近いものであろう」（GUS 2003 : 41）と付記している。仮にこの質問への回答として「シロンスク語」という回答があったとしても、「方言」と分類されている可能性が高い。

4.2.3. 2011 年調査（2011 年 4 月 1 日から 2011 年 6 月 30 日に実施）

体制転換後 2 度目の国勢調査である 2011 年調査（GUS 2012）では、前回の調査と同じく、住民の「ナショナリティ」を問う質問がなされた。2002 年調査における「ナショナリティ」の回答方法と大きく異なるのは、「ナショナリティ」やそれに準ずる帰属の 2 重回答が可能となった点である。この措置により、例えば「ポーランド + ウクライナ」などの回答が可能となった。

また 2011 年調査では、質問表（GUS 2010）と調査結果（GUS 2012）との間にも看過できない差異が存在する。質問表では「ナショナリティ」が問われていたにも関わらず、調査結果では「ナショナリティ」という語が用いられていない点である。代わりに、これまで用いられたことのない「アイデンティティ」（Pol. *identyfikacja*）¹⁶⁾という語が採用されている。2002 年調査において、エスニック・グループに相当するような回答が多数寄せられたことへの措置であると思われる¹⁷⁾。以上を前提として、2011 年調査における「アイデンティティ」（＝「ナショナリティ」）の回答結果をまとめる。

【第 4 表】2011 年調査「アイデンティティ」回答結果¹⁸⁾

結果	第 1 回答	2 重回答無	第 2 回答	合計（比率）	
					「ポーランド」 との併記
全体	38,512,000	36,681,000	880,000	38,512,000 (100.00 %)	—
シロンスク	418,000	362,000	399,000	817,000 (2.12 %)	423,000
カシューブ	17,000	16,000	212,000	229,000 (0.59 %)	213,000
ポーランド	36,922,000	36,157,000	77,000	36,999,000 (95.9 %)	—
ドイツ	59,000	36,000	67,000	126,000 (0.33 %)	58,000
ウクライナ	37,000	27,000	12,000	49,000 (0.13 %)	20,000

2 重回答方式により、「アイデンティティ」（＝「ナショナリティ」）の内訳が 2002 年調査よりも詳細に明らかになった。公表されている結果だけでは不明な部分も多く残っているが¹⁹⁾、ここでは、2011 年調査から直接に導出できる事実を指摘する。第 1 回答で「シロンスク」という「アイデンティティ」を選択した者のかなりの部分が「2 重回答無」を選択している（362,000 人：第 1 回答者の 86.60%、全体の 44.30%）。しかし同時に、全体の中で「ポーランド（マジョリティ）との併記」を行っているものも相当数存在する（423,000 人：全体の 51.77%）。すなわち、マイノリティへの帰属意識を比較的強く持つ集団（2 重回答無）と、マジョリティとの 2 重の帰属意識を持つ集団（「ポーランド」との併記）との 2 極化の傾向がある。

2011 年調査でも「家庭での使用言語」が問われている。【第 5 表】はその結果である。

【第 5 表】2011 年調査「家庭での使用言語」回答結果²⁰⁾

結果	回答	比率
全体	38,512,000	100.00%
ポーランド語のみ	35,681,000	92.65%
ポーランド語以外の言語 （ポーランド語と他言語の併用）	729,000 (692,000)	1.89% (1.80%)
（ポーランド語以外の言語のみ使用）	(160,000)	(0.42%)
回答なし	1942,000	5.04%

2011 年調査も、2002 年調査と同じく、ポーランド語とそれ以外の言語で 2 分されている。したがって 2011 年調査の結果からも、ポーランド語以外の言語の詳細はほとんど明らかにならないが、「ポーランド語以外の言語」としてもっとも回答数が多かったも

のに「シロンスク語」(509,000人)と「カシューブ語」(106,000人)が挙げられている(GUS 2012: 108)。2011年調査では、ポーランド語以外の「言語」として「シロンスク語」が扱われている点に注目したい。先述のとおり、2002年調査ではシロンスク方言の扱われ方は必ずしも明白でない部分があった。

2002年調査と比較すると、2011年調査では、ポーランドのマイノリティに関する情報がより鮮明になってきたと言える。この要因としては、「アイデンティティ」(=「ナショナリティ」)の2重回答方式が大きな役割を果たしているが、同時に、マイノリティ側の意識も2002年調査やマイノリティ法の制定を機に変わってきたとも言える。特に、シロンスク人のステータス認可を目標とする団体は、2011年調査に先立って精力的なプロパガンダを行ってきたことが Michna (2013: 144) によって指摘されている²¹⁾。

4.3. マイノリティ法の外におけるシロンスク問題

4.3.1. シロンスクの〈ナショナリティ〉をめぐる政治運動と係争

前節の国勢調査の結果から見るように、シロンスク独自の言語意識や帰属意識は、少なくとも数的には相当な規模であることが予想される。政治レベルにおいても、シロンスク人や「シロンスク語」の法的ステータス認可を求める動きは、他のマイノリティと比較できないほど規模が大きい。1990年に結成された地域政党「シロンスク自治運動」(Pol. *Ruch Autonomii Śląska*、以下「自治運動」)はその代表例である。自治運動はカトヴィツェに本部を置き、急進的な自治主義を標榜することで知られている。政党の公式ウェブサイト(Ruch Autonomii Śląska 2018)によれば、ここで言う自治主義とは、いわゆる地方自治よりも強い権限と財源の移譲を要求するもので、連邦制に近い。自治運動は、地域主義と自治主義を強く打ち出す全ヨーロッパ規模の政党「欧州自由同盟」²²⁾に正式に参加する、唯一のポーランド政党である。

自治運動が政治システムの変更を求めているのに対して、人間集団としてのステータスをシロンスク人に付与することを求める団体もある。1996年に結成された「シロンスク・ナショナリティ住民連合」(Pol. *Związek Ludności Narodowości Śląskiej*、以下「連合」)がそれに該当する。連合は1997年に公的活動を行う団体として申請を行い、カトヴィツェ地裁は申請を受理したが、カトヴィツェ高裁は申請を退けた。団体名に〈ナショナリティ〉という語が含まれていることがその理由である。ポーランド最高裁も高裁の判断を支持した。連合の当時の会員であった190名はこれに対して、欧州人権条約第11条が保障する結社の自由を侵害されたとして、ストラスブールの欧州人権裁判所²³⁾に提訴した。欧州人権裁判所は2004年、団体名に含まれる〈ナショナリティ〉の語が問題

となっているのであり、結社の自由そのものが侵害されたわけではないとして、ポーランド最高裁の判断を全会一致で支持した²⁴⁾。この判決に対し欧州評議会の「ナショナル・マイノリティ保護枠組条約諮問委員会」（以下、「諮問委員会」）は、2004 年の第 1 次モニタリングにおいて「欧州人権裁判所は結社の自由は侵害されていないと判断したのであり、シロンスク人が独自の集団であるか否かには言及していない」（ACFC 2004 : Point 58）として、ポーランドにシロンスク問題へのさらなる対応を求めている。

連合とほぼ同じ動機にもとづいて 2011 年に設立された団体が、「シロンスク・ナショナルリティ住民連盟」（Pol. *Stowarzyszenie Osób Narodowości Śląskiej*、以下「連盟」）である。連盟は 2011 年 6 月、オポレ地裁により公的団体としての登録を拒否された。〈ナショナルリティ〉の概念にシロンスクが該当しないという理由による判断である。これに対し連盟側は、諮問委員会のモニタリングにもとづいて反駁した。2011 年 12 月、オポレ地裁は当初の判断を翻し、連盟は公的団体として登録されることとなった²⁵⁾。一連の係争が 2011 年国勢調査の最中だったこともあり、オポレ地裁の判断をめぐるニュースは全国的に大きく取り上げられた。しかし 2012 年、オポレ高等検察が連盟の登録の妥当性を司法の場で再び取り上げた。最終的に 2013 年、ポーランド最高裁は同団体の活動を「ポーランド国家の一体性と統合性を弱体化させるもの」（Sąd Najwyższy 2013 : 15）として、再度登録を取り消す判断を下した。連盟側はこれを不服とし欧州人権裁判所にポーランド政府を告訴し、現在係争中である。連盟の欧州人権裁判所への告訴は一般メディアでも大きく取り上げられた。

4.3.2. 欧州評議会モニタリング・レポートのシロンスクへの言及

シロンスク人と言語をめぐる問題は、欧州評議会のモニタリングでも頻繁に言及されている。諮問委員会の第 1 次モニタリング・レポート（ACFC 2004）については前項 3.3.1 で記したとおりである。続く 2009 年の第 2 次モニタリング（ACFC 2009a）では、諮問委員会はシロンスク問題に対するポーランドの取り組みをより明確に批判している。

諮問委員会は、最新の国勢調査において相当数の人々がシロンスク・ナショナルリティ〔訳注：Eng. *Silesian nationality*〕を表明し、家庭でシロンスク語²⁶⁾〔訳注：Eng. *Silesian language*〕を用いているにもかかわらず、2005 年に採択された法令〔訳注：マイノリティ法〕がナショナル・マイノリティとしてのシロンスク人の問題に言及していないことに遺憾の意を表する（ACFC 2009a : Point 36）。

ポーランドは、第 2 次モニタリングに対する政府コメントにおいて、「シロンスク人はマイノリティ法第 2 条に合致する集団ではない」という意見を一貫して表明している (ACFC 2009b : 6, 7, 43)。

第 3 次モニタリング (ACFC 2014a) でもシロンスク問題について指摘されている。諮問委員会は、シロンスク方言 (モニタリングでは「シロンスク語」) の表記法整備へのポーランド当局の協力を提言している (ACFC 2014a : Point 24)。ただし、ポーランド側がシロンスクの文化遺産などを積極的に保護する活動を行っていることには一定の評価を下している (ACFC 2014a : Point 60)。第 3 次モニタリングに対する政府コメント (ACFC 2014b) では、ポーランド当局はシロンスクを含むすべての地域の言語、文化を保護する試みに対して開かれた姿勢を持っていることを強調し (ACFC 2014b : Point 24)、ポーランド語の保護を目的とするポーランド語法²⁷⁾ も、各地域の方言使用を奨励していると述べる (ACFC 2014b : Point 24)。コメント内では一貫して「ポーランド語シロンスク方言」 (Eng. *Silesian dialect of Polish language*) という表現が用いられている。さらに、「シロンスク語」の表記法整備を援助すべきという諮問委員会の意見 (ACFC 2014a : Point 24) に対しては、「シロンスク方言内部は変種に富み、それらを統合する規範が定まっていない」、また「国家の公用語の方言やその話者に対する保護は、原則として枠組条約では規定されていない」などの理由を挙げて反駁している (ACFC 2014b : Point 25)。

マイノリティ法の定義にシロンスク人が合致しないことを基本的な論拠とする第 2 次政府コメント (ACFC 2009b) に対して、第 3 次政府コメント (ACFC 2014b) はシロンスク方言には独立の「言語」たる規範が備わっていない点を指摘し、同時に、枠組条約の定義上の不備を突くという形で、シロンスク人およびシロンスク方言の個別性を認めない方針を取っている。このような論調の差異はありつつも、ポーランドのシロンスクに対する見方にはほぼ変化はないと言えよう。

ここまで見てきたように、シロンスク人および「シロンスク語」という法的ステータスを要求する政治勢力が存在し、この問題をめぐって司法の場でも議論が展開されてきている。2002 年調査および 2011 年調査の数値を見る限り、シロンスクへの法的ステータスの要求は、数的にも相応の基盤を持つ主張である。しかしながら、マイノリティ法はシロンスクに対していかなる言及もしておらず、少なくとも 2018 年現在、マイノリティ法の改正をめぐる議論などが立法の場で具体的に進んでいるわけではない。しかし、欧州人権裁判所への提訴および枠組条約モニタリングから、マイノリティ法およびポーランドのシロンスク問題への姿勢について強固な異議が存在することが分かる。

5. 結論と今後の課題

5.1. 本論文の結論

マイノリティ法は「シロンスク」に一切言及していない。この姿勢は一見すると、シロンスクの言葉を「ポーランド語の方言」と見なす一般的な見解を単に踏襲しているように思われるが、実際にはそれほど単純に解釈することはできない。理由は以下の 3 点である。

1. 第 3 章で見たように、シロンスクの帰属意識や言語的独立性を支持する潮流はマイノリティ法成立（2005 年）以前から存在し²⁸⁾、国際司法の場でも論じられている。
2. 国勢調査におけるシロンスクの帰属意識の回答数は、ポーランドのあらゆる「公的」²⁹⁾ マイノリティより多い。
3. 枠組条約モニタリングおよび政府コメントでも、シロンスク問題に関する言及は常に見られる。

これらの事情をポーランドの政策立案者が関知していないとは考えられない。よってマイノリティ法は、上の事情を関知しつつ、シロンスク方言とシロンスク人に対して「言及しない」という措置を意図的に取っていることは間違いない。

この措置の理由は何に求められるだろうか。想定される回答のひとつに、シロンスク方言の言語規範の不安定さが挙げられる³⁰⁾。現にポーランドは、枠組条約第 3 次政府コメント（ACFC 2014b）において、十分に規範化されていないことを根拠に、独立の「シロンスク語」を認めない方針を明らかにしている（本論文 3.3）。しかし、ステータスが付与されない理由をコーパスに求めることは妥当な解釈ではない。なぜならマイノリティ法の範疇では、使用実態のない言語（あるいは極度に脆弱な言語）ですら、「マイノリティ言語」というステータスをもちうるからである。言語状況への予備知識なしにマイノリティ法のみを読めば、アルメニア系、タタール系、カライム系ポーランド人なども「マイノリティ言語」を保持していると解釈せざるを得ない（本論文 2.3.1）³¹⁾。つまりステータスとコーパスは（少なくともマイノリティ法の範疇では）、直接に関連しないものである。そもそも、言語と方言の区分を規範化の度合いに求めること自体が厳密には不可能である。したがって、「シロンスク方言にステータスを与えない」というマイノリティ法の措置は、コーパス以外の要素に原因があると考えるのが妥当である。

そこで手がかりとなるのが、シロンスクへの帰属意識の数的な規模（2002 年調査と 2011 年調査）、そして自治運動や連合、連盟などによる政治活動、訴訟である。これら

の事実、現在のポーランドにおいてシロンスクの「独立性」の主張が相応の背景を持っていることを物語っている。その現実的な影響力を正確に測定することは困難であるが、少なくとも無視できる存在ではない。シロンスクのいかなる団体も、ポーランドからの国家的独立を目標としているわけではない。しかし国勢調査による数的裏付けや、自治運動のような急進的主張を掲げる団体がある以上、「シロンスク語」というステータスは分離主義的主張を加速させる可能性を孕んでいる³²⁾。

一方でポーランドは、憲法とポーランド語法によって、ポーランド語に最も高いステータスを与えている（本論文 2.1、2.2）。これらの法令文書では、「ポーランド語」という名詞が国家を象徴する概念として使用されている。「シロンスク人／語」意識やその認可によって、ポーランド語の象徴性が直ちに毀損されるとは言えないものの、疑念を呈す端緒にはなりうる。すなわち、帰属意識や言語の面からシロンスクを肯定的に捉える主張は、数的にも無視できない上に、国家のステータス計画の核（ポーランド語中心主義）と利害が衝突するのである。よってポーランド当局としては安易に譲歩することはできない。ポーランド最高裁が連盟の活動を評するに際して「ポーランド国家の一体性と統合性を弱体化させる」（Sąd Najwyższy 2013 : 15）という表現を用いていることは、その姿勢の現れとも言えよう（本論文 3.3）。シロンスク以外のマイノリティの活動は比較的穏健なものであり、分離主義などはもとより、訴訟に至っている問題もない。現状に大きな変更をもたらす可能性があるという意味で、シロンスク問題は現在のポーランドにおいて唯一の、深刻なマイノリティ問題と言える。

マイノリティ法第 1 条は、マイノリティの文化的同一性の保護と発展を謳っている。しかしこの法令は同時に、欧州評議会のマイノリティ保護の方針に鑑みたポーランドの回答であり（本論文 2.3.4）、いわば対外的アピールの側面がある。かつ先述のとおり、ポーランドのステータス計画の基本方針は、ポーランド語の保護と振興である。マイノリティ法もまた、このような基本方針から外れるものではない。現にシロンスク問題の分析から明らかになったように、基本方針と衝突しかねない言語や集団は、いかに数的な裏付けや集団的主張があろうとも、マイノリティ法では言及されないのである。

5.2. 今後の課題

今後の課題としては、シロンスク問題以外の観点からマイノリティ法の性質を明らかにする試みが必要であろう。例えば本論文 2.3.2 で挙げた「地域言語」の定義は、マイノリティ法がカシューブ人（語）に対して操作を試みた結果の概念である可能性が高い。「地域言語」は「マイノリティ言語」と異なり、人間集団に言及されずに定義されてい

る点、「地域言語」の話者であるカシューブ人がマイノリティとして扱われていない点に鑑みると、「地域言語」は「マイノリティ言語」から敢えて分離して定義されていると考えざるを得ないからである。この問題は、シロンスクに焦点を当てる本論文の射程を超えるものではあるが、マイノリティ法の性質を示す興味深い材料を提供していると言える。

注

- 1) 佐野（2012：74）を参照：「さらに、「ヨーロッパ地域言語・少数言語憲章」は、その保護対象の言語そのものや保護のレベルは批准国が細かく選択することが可能であることから、少数言語の保護レベルの決定は国民国家に握られていること、そしてヨーロッパの少数言語間においても、その認知・保護のレベルには格差があることを、図らずも明示することになった」
- 2) 「地域言語」とは、マイノリティ法で定義されている政策的ステータスのひとつ。詳しくは本論文 2.3.2 を参照。
- 3) なお、上シロンスク／下シロンスクの区別は、オーデル川上流／下流を意味する。
- 4) タンボル（2011：28）を参照：「下シロンスクは、エスニシティから見ても、文化から見てもシロンスクには属さない。これはもはや歴史的な問題で、「下シロンスク」に含まれる「シロンスク」の語は、歴史的・地理的意味しか持たない」
- 5) このなかで、「カシューブ方言」の位置付けは歴史的に見ても揺れが激しい。カシューブ方言は現在のポーランド北部のバルト海沿岸、いわゆるポモージェ（ポメラニア）地方土着の言葉とされている。本文にも書くとおり、ポーランド方言学は伝統的にこれを「ポーランド語カシューブ方言」とみなすが、独立の「カシューブ語」とする立場も 19 世紀から存在している（貞包 2016：56-60）。現在のマイノリティ法の解釈では、カシューブの言葉は「地域言語」として、つまりポーランド語とは別の「言語」として扱われている（本論文 2.3.2）。
- 6) ポーランド語法の全訳は小森田（2005）を参照。小森田（2005：365）はポーランド語法制定の背景について、社会主義期ポーランドの同化志向的政策が、「89 年以降に生まれた新しい社会＝経済的現実にもはや合致していない、という認識のもとに制定された」と指摘している。
- 7) Cooper（1989：101）は、法的にステータスを付与された言語の「直接的・実践的価値」よりも、その「象徴的使用」に目を向けるべきであると述べる。このような象徴的使用は、（主にマジョリティから成る）共同体の集合的記憶や願望を象徴するだ

けではなく、統治機構の言語に対する見方をも象徴する。Cooper (1989 : 101) を参照 : 「イスラエルにおけるアラビア語のように、政府がマイノリティ言語の法的ステータスを認めることは、結果的に統治者が、当該の集団が弁別性を保持する権利を認めたことになる。逆に、[…], 言語的に混成な政治体がひとつの言語のみを法的と認めるならば、その宣言は結果として、多様な状態の正当性を拒否したことになる」

- 8) 【第1表】はマイノリティ法第 2 条をもとに筆者が作成した。マイノリティ名の並びはマイノリティ法に依拠する。
- 9) そもそも、ポーランドのカライム人自体の母数が非常に少なく、マイノリティ法で言及されている集団のなかでも最少である。2011 年国勢調査の「アイデンティティ」の質問に対して、自らを「カライム人」と回答した者の数は 300 人である。ポーランド行政・デジタル化省が 2013 年に提出したレポートでは、ポーランドのカライム人はカライム語をすでに保持していない (Ministerstwo Administracji i Cyfryzacji 2013 : 14)。
- 10) 後の本論文 4.1 を参照。
- 11) マイノリティの割合の決定は、最新の国勢調査の結果に依拠する。
- 12) Haugen (1966 : 923) を参照 : 「ふたつのタームは、「言語」は常に上位に、「方言」は下位にあるものとして繰り返し受容される。ふたつのタームが置かれうる文章構造の種類からも、このことは明らかである : 「X は Y 語の方言である」もしくは「Y 語には X 方言および Z 方言がある」(例えば、「Y 語は X 方言の言語である」とは決して言えない)。上位タームとしての「言語」は、方言に言及することなく用いられうる。しかし「方言」は、他の「方言」やそれらが「所属する」とされる言語が存在することを含意しない限り、意味を持たない」
- 13) 理由は以下の 3 点である : (1) 中央統計局による「ナロドヴォシチ」の定義は、「国民」(Pol. *naród*) との関連を重視しているという点で、*narodowość* の辞書的定義と大きくかけ離れていない ; (2) ポーランド語・英語辞典のなかで最も規模の大きいものである Linde-Usiekniewicz (ed. 2007 : 546) では、ポーランド語の *narodowość* に英語の *nationality* をあてている ; (3) 欧州評議会の枠組条約諮問委員会モニタリングレポート (ACFC 2004 など) をはじめとする英語資料では、ポーランド語の *narodowość* を英語の *nationality* で表現している。
- 14) 【第2表】は、GUS (2003 : 40) をもとに筆者が作成した。比率は筆者が算出した。比率は全体 (38, 230, 100) に対するもので、小数点第 3 位を四捨五入した数値で

ある。

- 15) 【第 3 表】は GUS (2003 : 41) をもとに筆者が作成した。比率は全回答者数 (38, 230, 100 人) に対するものである。比率の算出は原資料による。
- 16) ポーランド語の *identyfikacja* は英語の *identification* にあたる語である (Linde-Usiekiewicz (ed. 2007 : 303)。上の *narodowość / nationality* と同様の理由から、この語は「アイデンティティ」と表記する。
- 17) 「アイデンティティ」は、必ずしも「国民」という概念と結びつくわけではなく、より個人的属性を想起させる語である。ただし、帰属を示すタームが変更されたことは、当初から予定されたものではなかったものだと思われる。2011 年調査の調査項目や方法を定めた法令 (RP 2010) では、「アイデンティティ」(Pol. *identyfikacja*) という語は「身分証明」を意味するのみであり、帰属を問うタームとして扱われていない。また、2011 年調査の質問表自体にも「アイデンティティ」という語はない。回答結果をまとめる段階において「ナショナリティ→アイデンティティ」という変更がなされたと考えられる。
- 18) 【第 4 表】は GUS (2012 : 106-107) をもとに筆者が作成した。比率は筆者が算出した。比率は全回答者数 (38, 512, 000 人) に対するもので、小数点第 3 位を四捨五入した数値である。
- 19) 例えば、「アイデンティティ」の組み合わせにおいては「第 1 回答ポーランド以外 + 第 2 回答ポーランド以外」という選択も可能ではあるが、このタイプの組み合わせの詳細は明らかにならない。以下、「シロンスク」の「アイデンティティ」を例にこの問題を考える。

「シロンスク+ポーランド」という組み合わせは 423, 000 人である。これに対して「シロンスク+ポーランド以外」という組み合わせは、統計上は 32, 000 人が存在するはずであり (シロンスク全体 817, 000 - 2 重回答無 362, 000 - 「ポーランド」との併記 423, 000 = 32, 000)、歴史的文脈に鑑みれば「シロンスク+ドイツ」の組み合わせが多くを占めるものと思われる。「ドイツ+ポーランド以外」の数値も 32, 000 なので、この数値とも符合する。しかし調査結果のみからはあくまで概算の域を出ない。なお、同様の計算式をカシューブにあてはめてみた場合、数値の差が 0 となる。しかしながら、「カシューブ+他のアイデンティティ」という組み合わせを選択するものがいたか、いたとすればどのような選択を行ったかも、やはり明らかにはならない (同じく歴史的文脈に鑑みれば、「カシューブ+ドイツ」という選択がもっとも可能性が高いものではある)。マイノリティの帰属意識の複合性をめぐ

る研究は、社会学的小および歴史学的観点から新たな問題を提示しうるものであり、マクロ的調査の結果のみでは明らかにならない部分も多い。

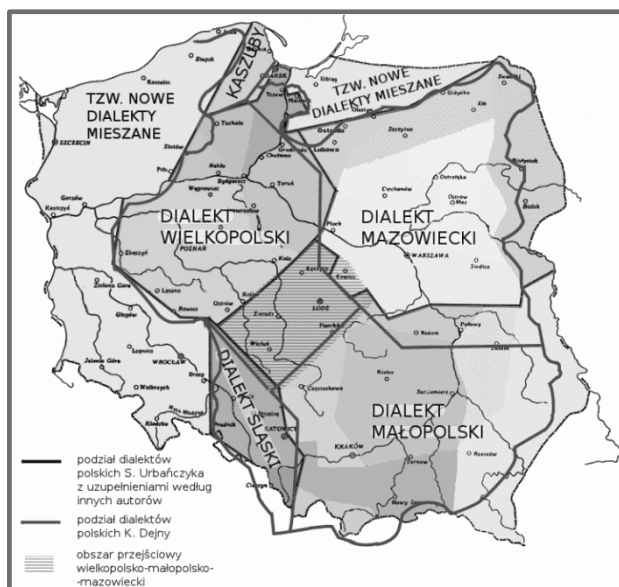
- 20) 【第 5 表】は、GUS (2012 : 108) をもとに筆者が作成した。比率は原資料による。
- 21) Michna (2013 : 144) が指摘するように、インターネット環境の充実化も、2011 年調査の「アイデンティティ」の回答に影響を与えていると見るべきであろう。Michna (2013 : 145) はこの環境をもっとも活用した団体として、地域政党「シロンスク自治運動」(Pol. *Ruch Autonomii Śląska*) やシロンスクの言語、文化を振興する「プロ・ロクエラ・シレジアナ：シロンスク言葉振興・普及の会」(Pol. *Pro Loquela Silesiana. Towarzystwo Kultury i Promowania Śląskiej Mowy*) の 2 団体の名を挙げている。本論文 3.3 も参照。
- 22) 欧州自由同盟とは、欧州連合圏内の各国において地域主義、自治主義を掲げる政党が集まり 1980 年に創設された国際政党である。2004 年、欧州議会より公式に承認された。シロンスク自治運動の他に、スコットランド国民党、バイエルン民族党、カタルーニャ共和主義左翼などが参加している。ポーランドからの正式登録はシロンスク自治運動のみだが、「統一カシューブ」がオブザーバーとして参加している (European Free Alliance 2018)。
- 23) 欧州人権裁判所とは、欧州評議会加盟国を対象とする司法機関。欧州人権条約の違反を理由とする国家への提訴に応じる。判決には法的拘束力が生じ、締約国は裁判所の最終判決に従う義務がある (国立国会図書館 2018)。
- 24) 連合の登録拒否から 2004 年の判決に至るまでの一連の経緯は、欧州人権裁判所判決文 (European Court of Human Rights 2004 : 221-223) に詳しい。なお、欧州人権裁判所に提訴した原告団の代表 Jerzy Gorzelik は現在、シロンスク自治運動の党首を務めている。
- 25) 連盟が 2011 年に公的団体として登録が認められるまでの経緯は Michna (2013 : 155-156) に詳しい。
- 26) 本論文 1.1 で整理したように、本論文において“シロンスク語”という呼称を用いる際は、原則として鉤括弧を用いた「シロンスク語」という形式を採用している。しかしながらこの箇所はモニタリング・レポートの引用であるため、鉤括弧を用いず“シロンスク語”と記す。
- 27) ポーランド語法については、本論文 2.2 を参照。
- 28) このような潮流は、自治運動の設立 (1990 年) や連合の設立 (1996 年) にもその一端が見られるが、シロンスク方言を表現するタームの変遷からも判断することがで

きる。Siuciak (2012 : 33) が指摘するところによると、1990年代のはじめ頃から、シロンスク方言 (Pol. *dialekt śląski / gwara śląska*) という「価値を落とす」タームを避け、シロンスク言葉 (Pol. *mowa śląska*) という表現を用いる傾向が、メディアやインターネット上で強まったという。ここでいう「価値を落とす」とは、上位概念としての「言語」、下位概念としての「方言」の間のヒエラルキーを示していることは言うまでもない。

- 29) ここで言う「公的」とは、「マイノリティ法において言及されている」という意味で用いている。
- 30) 現在、シロンスク方言の規範化（おもに表記方法の安定化）に携わっている団体、個人の例はいくつかある。このような動きのなかで最も規模の大きいものは、先述のプロ・ロクエラ・シレジアナである。この団体は、シロンスク方言（語）を表記するための独自のアルファベット *Ślabikōrzowy szrajbōnek* を提唱しており、活発な出版活動も行っている（例：Syniawa (2010) など）。また、本論文でも名を挙げた連合も独自の表記方法を提案している。しかしいずれの案も決定的なものではなく、いくつかの規範化案が並立している状況である。この点においてシロンスク方言の規範化は、カシューブ語などと比較して立ち遅れていることは否めない。
- 31) アルメニア系、タタール系、カライム系ポーランド人が言語を（ほぼ）ともなわないマイノリティであることは本論文 2.3.1 でも指摘したとおりである（Wicherkiewicz 2006 : 657 ; Tambor 2008b : 50）。なお、2011年調査によると、アルメニア系は 3,000 人、タタール系は 2,000 人、カライム系は 300 人である。
- 32) 自治運動がフルメンバーとして参加する欧州自由同盟は、地域主義とともに、分離主義を公の目標として掲げている。

補足資料：【第1図】ポーランド語諸方言地図 (Karaś ed. 2010)

(シロンスク方言圏＝地図下部(南部)の平行四辺形状の地域の部分)



文献

- Baranowska, Grażyna (2014) Legal Regulations on National and Ethnic Minorities in Poland. *Przegląd Zachodni* (2), pp. 35–48.
- Cooper, Robert (1989) *Language Planning and Social Change*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Dejna, Karol (1973) *Dialekty polskie*. Wrocław: Zakład Narodowy im. Ossolińskich.
- Dejna, Karol (1980) Ile mamy języków polskich? *Język Polski* (60), pp. 30–43.
- Duda, Henryk (2006) How Many Slavic Languages are Spoken in Poland? 『ロシア・東欧研究』(35)、pp. 325–340.
- Haugen, Einar (1966) Dialect, Language, Nation. *American Anthropologist* (68), pp. 922–935.
- Linde-Usiekniewicz, Jadwiga (ed.) (2007) *Wielki słownik polsko-angielski*. Warszawa: Wydawnictwo Naukowe PWN.
- Majewicz, Alfred, Tomasz Wicherkiewicz (1998) Minority Rights Abuse in Communist Poland and Inherited Issues. *Acta Slavica Iaponica* (16), pp. 54–73.

- Michna, Ewa (2013) Narodowy Spis Powszechny Ludności i Mieszkań w 2011 r. i jego wykorzystanie w polityce tożsamości i walce o uznanie. *Studia Migracyjne –Przegląd Polonijny* (2-148), pp. 135–172.
- Miodunka, Władysław (ed.) (1989) *Language and Nation*. Kraków: Jagiellonian University.
- Myśliwiec, Małgorzata (2013) Ślōnskō godka - przaśny folklor czy język regionalny? *Przegląd Prawa Konstytucyjnego* (3-15), pp. 99–120.
- Nitsch, Kazimierz (1957) *Dialekty języka polskiego*. Wrocław–Kraków: Zakład Narodowy im. Ossolińskich.
- Rokoszowa, Jolanta (1989) O mniejszościach narodowych w PRL. *Język Polski* (68), pp. 19–28.
- Sadakane, Kazuhiro (2016) A Proposal for a New Classification of the Dialects and Languages in Poland. In: *Филологически Форум*. Издание на факултета по филологии, pp. 31–38.
- Siuciak, Mirosława (2012) Czy w najbliższym czasie powstanie język śląski? *Poznańskie Studia Polonistyczne. Seria Językoznawcza* (19-39), pp. 31–44.
- Synak, Brunon (1998) *Kaszubska tożsamość. Ciężkość i zmiana*. Gdańsk: Wydawnictwo Uniwersytetu Gdańskiego.
- Syniawa, Mirosław (2010) *Ślabikōrz nŏj dlō bajtli*. Chorzów: Pro Loquela Silesiana.
- Tambor, Jolanta (ed.) (2008) *Śląsko godka. Materiały z konferencji „Śląsko godka – jeszcze gwara czy jednak już język” z 30 czerwca 2008 roku*. Katowice: Wydawnictwo Gnome.
- Tambor, Jolanta (2008a) Etnolekt śląski jako język regionalny. Uzasadnienie stanowiska. In: Jolanta Tambor (ed.) *Śląsko godka. Materiały z konferencji „Śląsko godka – jeszcze gwara czy jednak już język” z 30 czerwca 2008 roku*. Katowice: Wydawnictwo Gnome, pp. 116–119.
- Tambor, Jolanta (2008b) *Mowa Górnślązaków oraz ich świadomość językowa i etniczna*. Katowice: Wydawnictwo Uniwersytetu Śląskiego.
- Urbańczyk, Stanisław (1976) *Zarys dialektologii polskiej*. Warszawa: Państwowe Wydawnictwo Naukowe.
- Wicherkiewicz, Tomasz (2006) Poland: Language Situation. In: Keith Brown (ed.) *Encyclopedia of Languages & Linguistics* (9). Amsterdam et al.: Elsevier, pp. 656–657.
- 小森田秋夫 (2005) 「ポーランド」、渋谷謙次郎 [編] 『欧州諸国の言語法 欧州統合と多言語主義』 三元社、pp. 365-377.
- 貞包和寛 (2016) 「言語研究史と言語ステータス ポーランド共和国のカシュエブ言葉、レムコ言葉を例として」 『スラヴィアーナ』 (8)、pp. 51-73.

- 佐野直子 (2012) 「すべての言語は平等である。しかしある言語は、ほかの言語よりさらに平等である：ヨーロッパの「多言語状況／多言語主義 (Multilingualism)」と少数言語」、砂野幸稔 [編] 『多言語主義再考 多言語状況の比較研究』 三元社、pp. 50-83.
- タンボル、ヨランタ (2011) 「上シロンスク人の言語とエスニック・アイデンティティ」 (関口時正 [訳]) 『西スラヴ学論集』 (14)、pp. 6-28.
- 細田信輔 (2001) 「カシューブ人の歴史と地域主義 (I) ドイツとポーランドの間で」 『龍谷大学経済学論集』 (41)-3、pp. 85-98.

参考資料 (法令文書、行政文書など)

- ACFC (= Advisory Committee on the Framework Convention for the Protection of National Minority) (2004) *Opinion on Poland* (ACFC/INF/OP/I (2004) 005).
- ACFC (2009a) *Second Opinion on Poland* (ACFC/OP/II (2009) 002).
- ACFC (2009b) *Comments of the Government of Poland on the Second Opinion of the Advisory Committee on the Implementation of the Framework Convention for the Protection of National Minorities by Poland* (GVT/COM/II (2009) 003).
- ACFC (2014a) *Third Opinion on Poland* (ACFC/OP/III (2013) 004).
- ACFC (2014b) *Comments of the Government of Poland on the Second Opinion of the Advisory Committee on the Implementation of the Framework Convention for the Protection of National Minorities by Poland* (GVT/COM/II (2014) 002).
- CoE (= Council of Europe) (1992) *European Charter for Regional or Minority Languages* (CETS148).
- CoE (1995) *Framework Convention for the Protection of National Minorities* (CETS 157).
- European Court of Human Rights (2004) *Gorzlik and Others v. Poland*, judgement of 17 February 2004 (44158/98). In: *Reports of Judgements and Decisions*. Köln-Berlin-München: Carl Heymanns Verlag KG, pp. 219-272.
- GUS (= Główny Urząd Statystyczny) (2003) *Narodowy Spis Powszechny Ludności i Mieszkań 2002*.
- GUS (2010) *Kwestionariusze NSP 2011*. Formularz indywidualny.
- GUS (2012) *Narodowy Spis Powszechny Ludności i Mieszkań 2011*.
- Ministerstwo Administracji i Cyfryzacji (2013) *Czwarty raport dotyczący sytuacji mniejszości narodowych i etnicznych oraz języka regionalnego w Rzeczypospolitej Polskiej*.
- Ministerstwo Edukacji Narodowej (2017) *Rozporządzenie Ministra Edukacji Narodowej z dnia 18 sierpnia 2017 r. w sprawie warunków i sposobu wykonywania przez przedszkola, szkoły i placówki publiczne zadań umożliwiających podtrzymywanie poczucia tożsamości narodowej*.

etnicznej i językowej uczniów należących do mniejszości narodowych i etnicznych oraz społeczności posługującej się językiem regionalnym (Dz. U. 2017, poz. 1627).

RP (= Rzeczpospolita Polska) (1997) *Konstytucja Rzeczypospolitej Polskiej z dnia 2 kwietnia 1997 r.* (Dz. U. 1997, nr 78, poz. 483).

RP (1999) *Ustawa z dnia 7 października 1999 r. o języku polskim* (Dz.U. 1999, nr 90, poz. 999).

RP (2005) *Ustawa z dnia 6 stycznia o mniejszościach narodowych i etnicznych oraz o języku regionalnym* (Dz.U. 2005, nr 17, poz. 141).

RP (2010) *Ustawa z dnia 4 marca 2010 r. o narodowym spisie powszechnym ludności i mieszkań w 2011 r.* (Dz. U. 2010, nr 47, poz. 277).

Sąd Najwyższy (2013) *Wyrok w imieniu Rzeczypospolitej Polskiej dnia 5 grudnia 2013 r.* (akt III SK 10/13)

参考資料（インターネット）

European Free Alliance (2018) *Member Parties*.

<<http://www.e-f-a.org/whos-who/member-parties/>> [最終アクセス：2018/07/23]

Karaś, Halina (ed) (2010) *Dialekty i gwary polskie. Kompendium internetowe*.

<<http://www.dialektologia.uw.edu.pl/index.php>> [最終アクセス：2018/09/25]

Ruch Autonomii Śląska (2018) *FAQ – najczęściej zadawane pytania*.

<<http://autonomia.pl/faq-najczestsze-pytania/#f35>> [最終アクセス：2018/07/23]

国立国会図書館 (2018) 「欧州人権裁判所」『国立国会図書館リサーチ・ナビ』

<<https://rn.avi.ndl.go.jp/politics/entry/echr.php>> [最終アクセス：2018/08/15]

Critical Analysis of the Minority Act of Poland: The Case of the Silesian Problem

SADAKANE Kazuhiro

Keywords: Poland, Silesia, status planning, Council of Europe, multilingualism

Abstract

This article critically analyzes the Minority Act of Poland (2005), besides revealing the language situation and language-related conflicts in Silesia. In the 1990s, some “pro-Silesian” political organizations began to emerge in the society of Poland. Some of these organizations demanded a legislation that recognized Silesians as an ethnic group. In particular, the Silesian Autonomy Movement had the most radical opinion about the so-called separatism. In the latest national census (2011), 2.12% of the population claimed “Silesian nationality,” making them the largest minority in Poland. The number of political movements in Silesia increased after the reign of Communist party came to an end. Disregarding these facts, the Minority Act recognized neither the “Silesian minority” nor the “Silesian language.”

The political character of the “pro-Silesian” movements conflicts with the status planning by Poland, which foregrounds the Polish language as the symbol of the nation-state. This status is guaranteed by the constitutional law and the Act on the Polish Language (1999). I conclude that “pro-Silesian” movements in any form are intentionally neglected by the Minority Act because according the “Silesian language” the same status that is enjoyed by the Polish language would pose a threat to the prestige of the latter.

(東京外国語大学)